1 農業版MBA養成塾とは

- 1 開設の狙い
- ◇先進的・革新的な農業ビジネスの展開
- ◇若者にとって"やりがい"のある質の高い就農の場の創出、提供

などができる農業ビジネス人材として、起業家や農業法人のビジネスマネージャー、地域農業の核となるイノベーターなどの育成を図る。

- 2 塾の概要
- ◇開設

平成30年4月

◇塾長 木村 修(株式会社農村産業製作所代表取締役社長)

名誉塾長 鈴木英敬(三重県知事)

◇所在 三重県松阪市嬉野川北町530(三重県農業大学校内)

2 養成塾のカリキュラム

	科目		時間	実施方法等
2000	①経営学 講座	【入門】 ·農業生産工程管理論(GAP)等	32	農業大学校(養成科の講義を活用)
ブライマリーコ		【基礎】 ・マーケティング・経営戦略 ・アカウンティング・ファイナンス ・人材マネジメント ・組織行動とリーダーシップ ・クリティカル・シンキング	24	e-ラーニング:175h(自宅学習) ビジネススクールが提供 するものを活用 集合講義:外部講師による講義
コース(1年次	②フード マネジメ ント講座	【基礎】 ・フードバリューチェーン総論 ・食品加工論 ・食品流通論 ・食品安全、食文化	24	農業大学校 (外部講師や食品産業事業者の活用)
	③雇用型インターンシップ		1,500	県内農業法人等
5	④プロジェクトマネジメント演習		36	三重大学地域イノベーション学研究科
	⑤経営プラン策定演習 I		72	農業大学校(現状把握と課題抽出)
		小計!	1,688	-
アドバ	①経営学 講座	【応用】 ・経営マネジメント ・リーダーシップ論 ・特別講義(輸出、ICT活用等)	24	農業大学校県内農業法人等から講師招へい
ンスコース(②フード マネジメ ント講座	【応用】 ・食品安全性(HACCP等) ・食品の機能性と健康 ・食品ビジネス論 等	24	農業大学校 (外部講師や食品産業事業者の活用)
(2年		ンターンシップ	1,500	県内農業法人等
次		フトマネジメント演習	36	三重大学地域イノベーション学研究科
ŝ	(5)経営ブラ	ン策定演習 II	72	農業大学校(実践プランの策定)
Š.	<u> </u>	小計	1,656	

3 雇用型インターンシップ受入農業法人等

受け入れ先は、順次 増やしていきます。

(株)浅井農園 【トマト生産の匠】



農業屋ファーム(株) 【大規模水田農業の匠】



(株)あぐりん伊勢 【地域農業再生の匠】



伊賀ベジタブルファーム(株) 【オーガニックの匠】



イオンアグリ創造(株) 【農業参入の匠】



(株)伊賀の里モクモク 【集客・交流農業の匠】

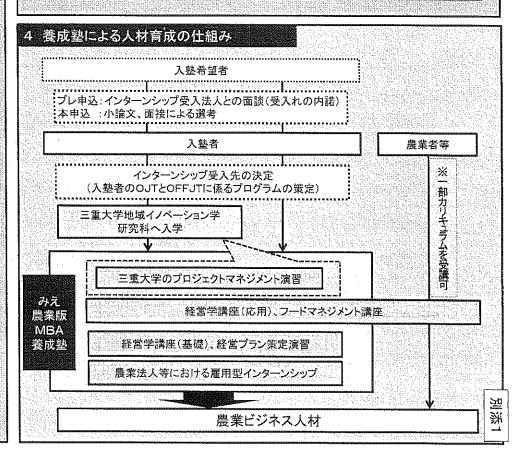


サノオーキッド
【洋蘭づくりの匠】



(株)かきうち農園 【みかん栽培の匠】





みえ森林・林業アカデミー 組織の概要(案)

みえ森林・林業アカデミー

学 長 (外部有識者)

副学長 (県職員)

(特別)顧問

アドバイザー

- ・ディレクター育成担当
- マネージャー育成担当
- ・プレーヤー育成 担当

事務局(アカデミー運営課:県職員3名)

- ・アカデミーの運営 カリキュラム等企画案の作成 講座、運営委員会の運営管理
- ・産学官連携協議会運営管理

(アカデミー内に事務局設置)

など

事務局が 委員会を運営

アカデミー運営委員会

- |○アカデミー関係者などから組織 |(関係団体、事業体、教育機関など) |○アカデミー運営等について検討
 - ・産学官連携組織の役割、あり方 (講義、実習体制の構築)
 - カリキュラムの設定
 - 講座の運営方法

など

アカデミー組織の学長、顧問予定者等

学 長:太田 猛彦(東京大学名誉教授)

顧 問:速水 亨(速水林業代表)

※三重県林業経営者協会長

副学長:県職員 (林業研究所長)

事務局:県職員(林業研究所アカデミー運営課)

みえ森林・林業アカデミー産学官連携協議会

連携

〇会員

- ・協議会の目的に賛同し、アカデミーの運営等 に何らかの支援、協力が可能な組織等
- ○活動内容
- ・アカデミー活動への協力・支援・要望
- 会員間の交流・ネットワークづくり
- ・アカデミー活動等に関する情報発信支援
- ・その他、目的に沿った活動

【三重の森林づくり基本計画2012からの大きな変更点】

- ・社会情勢の変化等をふまえ、基本施策の構成の見直し及び、名称の変更(下線部分)
- ・これまでは、基本方針に対して1~2項目の目標数値を設定し進捗管理を図ってきたが、講じた施策の効果等を的確に把握し改善につなげていくため、基本施策ごとに1つ以上の目標項目を設定。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

数値目標 目標項目		(H28実績値)	目標値(H4O)
現指標	間伐実施面積	80,017ha (累計)	-
	公的森林整備面積(累計)	2,402ha	
新七神 (安)	山地災害危険地区整備着手地区数	2,119地区	+4=+++
新指標(案)	林業被害額(獣害)	195,698千円	検討中
15	森林境界明確化面積(累計)	ha	

2 2	森林境界明確化面積(累計)	ha	0
基本施策	主な施策展	開の内容(例)	
基本施策1-1 ・緑の循環の再生に向けた効率的な作業体系による育林経費の低コスト化・造林未済地の解消と未然防止に向けた再造林等による森林の確実な更新・間伐等適正な森林整備の推進・長伐期施業等による水源涵養機能や生物多様性を高める森林整備・地域性苗木等を活用した広葉樹の森づくり		実な更新(重点①)	
基本施策1-2 ・みえ森と緑の県民税県事業による災害に強い森林づくりの拡充・林地開発制度や保安林制度の適切な運用・三重県水源地域の保全に関する条例に基づく水源地域の適正な・野生鳥獣による被害の低減と共生の確保			
基本施策 1-3 森林づくりを推進 する体制の強化	森林法や森林計画制度に即した適切な林地台帳、森林所有者届等に基づく森森林境界明確化の推進と精度の高い森市町が主体的に取り組む新たな森林管	林所有者の的確な把握 林資源データの整備(重	

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

な管理体制の強化

数値目標	目標項目	(H28実績値)	目標値(H4O)
現指標	森林環境教育指導者数	671人	
50.101宗	森林環境教育活動回数	2,1470 -	
12	森林文化、自然体験施設等の利用者数	人	
新指標(案)	森林環境教育支援市町数	市町	検討中
	森林環境教育指導者養成講座受講者数	人	

	森林環境教育指導者養成講座受講者数 人 人
基本施策	主な施策展開の内容(例)
基本施策3-1 森林文化の振興	・世界遺産や日本農業遺産等の制度を活用した地域の伝統や文化の価値向上 ・ジビエや広葉樹等の新たな価値に着目した森林資源の活用 ・森林公園や自然歩道等を活用したエコツーリズムの促進 ・地域住民やNPO等による里山の整備及び保全の促進
基本施策3-2	

基本方針2 林業の持続的発展

数値目標	目標項目 (H28実績値		目標値(H4O)
現指標	県産材素材生産量	316∓m³	-
c ·	県産材素材生産量	316∓m³	10
新指標(案)	新規林業就業者数	49人	検討中
	製材・合板需要の県産材率	51%	

基本施策	主な施策展開の内容(例)
基本施策2-1 林業及び木材産業等 の振興	森林経営計画や施業提案に基づく森林施業の集約化の促進原木市場等を中心とした多様な原木の安定供給体制の構築高性能林業機械の活用や路網整備による素材生産の低コスト化規模拡大やICTの活用等による木材産業の競争力強化農業や観光業などを複合的に組み合わせた多様な収入源の創出
基本施策2-2 森林・林業・木材産 業や地域を担う人づ くり	・就業に関する相談会の開催や就業体験、技術研修等による新規就業者の確保・みえ森林・林業アカデミーの設立による林業高度人材の育成(重点④)・高性能林業機械の操作や架線集材等の高い技術を有する人材の育成(重点④)・新たな森林管理システムに対応する事業体の育成、市町職員の研修(重点④)
基本施策2-3 県産材の利用の促進	・県産材の魅力を生かした付加価値の高い製品の輸出を含めた販路拡大(重点⑤) ・品質や合法性の確保、様々なニーズに対応し信頼される県産材の供給の促進 ・川上・川下の連携による消費者ニーズにマッチした木造住宅の建設の促進 ・公共施設や民間商業施設等における木材利用の推進(重点⑥) ・未利用間伐材等の有効活用などによる持続可能な木質バイオマス利用の推進

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

数値目標	目標項目	(H28実績値)	目標値(H4O)
現指標	森林づくり活動への参加者数	32,692人	
*	森林づくり活動への参加団体数	団体	
新指標(案)	新たに木づかいに取り組む事業者数(累計)	-者	検討中
	三重の森林づくりへの関心度	%	Ţ

		二里の林仲フトリハの関心反	70	
	基本施策	主な施策展開の内]容(例)	
	基本施策4-1 県民、NPO、企業 等の森林づくり活 動の促進	・みえ森林づくりサポートセンターを核とした・森林づくり活動団体の「木の駅プロジェク」・移住者等の森林づくり活動への参加の促進・「企業の森」やボランティア等さまざまなま	ト」への参画の促進	
	基本施策4-(2)	・木の良さを伝えるイベントの開催や、木製ま・多様な主体との連携による、木づかいへのま・県民の身近な暮らしのなかでの木づかいの	支援と積極的な情報	
2	基本施策4-(3) 三重のもりづくり の意識の醸成	・森林づくりや木づかいに関する三重のもりで ・緑化活動に取り組む団体との連携による緑イ ・自然や森林と、人とのつながりにまつわるイ	比意識の高揚	

重点的に実施するプロジェクト (案)

重点的に実施するプロジェクトについては、森林・林業を取り巻く課題等を考慮し、特に計画期間の前半(平成31年~35年)に取り組む必要があるものとして施策横断的に実施することとし、目標年次を5年後の平成35年度としてその進捗管理を図る。

①緑の循環推進プロジェクト

取組の方向性

森林が利用期に達していること及びB・C材を中心とする需要が旺盛であることを受け、今後主伐の増加が見込まれる中で、森林の多面的機能を維持するため、新たな技術の普及等を通じ、再造林を徹底することが急務

成果指標(例)

事業展開の内容(例)

皆伐後の再造林実施率

市町が主体となる、新たな森林管理システムの定着

※人工造林2年以内 天然更新5年以内

伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムの導入、植栽本数や下刈り回数の見直し、コンテナ苗等の普及等による森林・林業経営のトータルコストの削減

伐採後の確実な更新を確保するための衛星写真やドローン等の活用

②災害に強い森づくりプロジェクト

取組の方向性

大規模な土砂・流木災害が全国各地で頻発する中、みえ森と緑の県民 税等による災害に強い森林づくりの拡充強化が急務

成果指標(例)

事業展開の内容 (例)

災害に強い森林づくり実施箇所数、又は面積

流木となる恐れのある渓流沿いの樹木の伐採・搬出

治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去

流木捕捉式治山ダムの設置や既設治山ダムへの流木捕捉機能の付加等

崩壊土砂流出危険地区等、土石流の発生の恐れがある流域において、 根系や下層植生の発達を促すための一体的な森林整備や、表面侵食の 防止、土砂流出を抑制するための土留工等の実施

③次世代型森林情報活用プロジェクト

取組の方向性

林政担当者の減少、不足が見込まれる中、森林管理や森林境界明確化業務の効率化が急務

林業についてもIT技術を活用した経営管理の普及が急務

成果指標(例)

事業展開の内容(例)

航空レーザー測量に基づく森林情報の整備割

航空レーザー測量による精度の高い森林資源情報の把握 解析結果を用いた崩壊危険地区の予測に基づく治山事業の計画や、木材 生産計画、森林整備計画、路網計画への活用

精度の高い森林資源情報等を活用した、森林境界明確化のさらなる促進

クラウド型GISによる、森林簿、林地台帳、森林施業履歴、公共事業 実施箇所、航空レーザー測量データ等の一元的な管理

④森林・林業を支える人づくりプロジェクト

取組の方向性

平成31年4月に開講する「みえ森林・林業アカデミー」を、次代の森林・林業を担う人材の育成の場として定着させることが急務

成果指標 (例)

事業展開の内容 (例)

「みえ森林・林業アカデミー」による林業高度人材育成数

主に既就業者を対象とした、新たな視点や多様な経営感覚の養成、架 線集材の技術取得など、受講者の役割に応じた人材育成

新たな担い手となる就業希望者等への基礎的講座や体験機会の提供

地域の森林整備の推進役であり、新たな森林管理システムを進める市 町職員に対する研修の実施

⑤A材需要拡大プロジェクト

取組の方向性

地域材によるサプライチェーンの構築や、地域における製材工場の連携体制構築による競争力強化、中国・韓国等への製品輸出の実現、尾鷲ヒノキの日本農業遺産認定を契機とした高品質な木材製品の売り込み、民間商業施設や公共施設における県産材の利用促進が急務

成果指標 (例)

事業展開の内容(例)

県内製材工場の製材品 出荷量 地域材によるサプライチェーンの構築や、地域における製材工場の連携 体制構築による競争力強化

内装材、家具等、無垢材としての県産材の表面品質の高さをアピールできる製品の国内での販路拡大や中国・韓国・台湾等への輸出の拡大

県産材を活用した公共施設、民間商業施設等の木造・木質化の推進

PR効果の大きい企業等での木材利用の提案や情報提供などによる、木づかいの促進と、多様な主体との連携による効果的な情報発信

⑥森林環境教育・木育の輪拡大プロジェクト

取組の方向性

みえ森づくりサポートセンターを中心に進めている森林環境教育や 木育の輪をさらに広げるため、民間施設等において森林環境教育や 木育が提供される機会や環境を拡大することが急務

成果指標(例)

事業展開の内容 (例)

木育ステーション設置数

森林公園などを活用した野外での体験活動や、小学校、幼稚園、保育園等での自然体験を重視した森林環境教育のプログラムの充実、 取組の拡大

市町や民間企業、関係団体等との連携協力による木育を提供する機会や環境の拡大

みえ森と緑の県民税(制度中間案)について

平成 30 年 4 月 13 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に伴う5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成30年度末をもって、税導入から5年が経過することから、これまでの取組状況について評価・ 検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26~28 年度には 16,744m3 の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、 市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたとこ ろです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がる とともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷してい ることを考慮すると、十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながると いった「緑の循環」等、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3. 5 つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案(平成 25 年 3 月)に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策 (土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり) に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥

当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫の みられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれていま す。

(1) 5 つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計(千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森 林づくり	1. 土砂や流木を出さない森林 づくり	2, 386, 781	57, 727	2, 444, 509	49
M J くり	2.暮らしに身近な森林づくり		632, 443	632, 443	13
り原見人はで本	3. 森を育む人づくり	114, 097	433, 475	547, 572	11
2. 県民全体で森	4. 木の薫る空間づくり	_	1, 154, 093	1, 154, 093	23
林を支える社会づくり	5. 地域の身近な水や緑の環境 づくり	No.	219, 261	219, 261	4
āt		2, 500, 878	2, 496, 999	4, 997, 877	100

※事業費ついては、平成26~30年度の実績および見込を合算。

(2) 5 つの対策ごとの取組状況と今後の課題(実績値は平成 26~28 年度)

(対策1:土砂や流木を出さない森林づくり)

[取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、 水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施 設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町に おいては、県事業でカバーできない箇所について、渓流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18 市町で 131 箇所、合計 1,568,598 千円の事業を実施しました。また、 土砂・流木緊急除去事業では、9 市町で 22 箇所、合計 431,636 千円の事業を実施しました。市町に おいては、3 市町で 6 事業、合計 21,601 千円の事業を実施しました。

課題

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が 必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、未整備森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。

・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2:暮らしに身近な森林づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23 市町で 78 事業、合計 305,759 千円の事業を実施しました。

課題

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- ・発注時における透明性のより一層の確保が必要である。
- 特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3:森を育む人づくり)

取組状況

県では、森林環境教育や木育の推進を目的とし、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり 推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポート センター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機 会の創出を行いました。

市町では、小中学校における森林環境教育の取組を支援する事業の実施や木製の机・椅子の導入の 促進、地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計 84,097 千 円の事業を実施しました。

市町においては、25 市町で89事業、合計197,045千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4:木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。 19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5:地域の身近な水や緑の環境づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、住民が森林や自然と触れ合う機会を増大することを目的とした、散策路や付帯 施設の整備を行いました。また、学校や保育園、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で23 事業、合計61,755 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- 生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するため、各種事務や基金の運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook 「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では、委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

「課題

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税(仮称)」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税 (仮称)」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。しかし、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、

森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税(仮称)と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税(仮称)を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用することとします。

5. 平成 31~35 年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、 市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ(みえ森づくりワークショップ)の開催、 アンケート調査等で意見聴取を行いました。この結果を基に、以下に基本的な考え方を定めます。

(1) 税率 课税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」、それに伴う 5 つの対策に基づいた課題に対応していく必要があると 9 割以上の意見があったことから、2 つの基本方針と 5 つの対策を継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の 税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更し ないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」 を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を 設置し、事業評価を行うことをします。

(2)「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題 解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用 する事業の実施に当たっては、当基本計画に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの3原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を 活用した事業を実施するに当たっては、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入 以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。 2 つの基本方針 (基本方針 1: 災害に強い森林づくり、基本方針 2: 県民全体で森林を支える社会づくり) と、これらに連なる 5 つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

な対策を	講じ、災害に強い森林を実理	します。
対策	対策の基本的な考え方	想定事業案
1.土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、 洪水緩和や土砂災害防止機能等 の森林の働きを発揮させるため に必要な対策を進める。	① 土石流等の被害を軽減する森林整備
2.暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、 県民の暮らしに関わりの深い森 林について必要な対策を進め る。	 ① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林の公有林化を促進する。 ④ 水源林の整備 水源地域等において、水源かん養機能を高める森林整備を実施する。 ⑤ 木質バイオマスの活用 「木の駅プロジェクト」等、林地残材の木質バイオマスとしての活用を促進する。 ⑥ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

住民による森林づくり活動への参加の機会や木とふれあう機会の提供を進めるとともに、都市空間や生活空間に緑や木材を積極的に取り入れる等、県民全体で森林を支える社会づくりを進めます。

9 0		
対策	対策の基本的な考え方	想定事業案
3.森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供することや、災害に強い森林づくり、県民全体で森林を支える社会づくりに資する人材を育成する等、森と県民との関係を深める対策を進める。	① 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催や、学校教育関係者を対象とした研修を実施する。 ② 学校等における森林環境教育・木育の実施学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育を実施する。 ③ 三重の森林づくりを担う人材の育成「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」をを担う人材の育成を進める。 ④ 森林環境教育・木育が行える場の整備既存施設のリニューアルを図る等、子どもたちが森林環境教育や木育が体験できる場を整備する。 ⑤ 県産材を活用した木製備品の小中学校等への配備県産材で製作した机・イスの配備や、木製遊具・玩具の整備等、木育の取組を進める。 ⑥ 森林とふれあう機会の創出植樹祭等の開催や、都市住民と山村地域との交流等住民と森林とのふれあいを促進する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業
4.木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支える ため、県民の暮らしや公共空間 において、建築からエネルギー まで幅広い用途での木材利用を 促進する等、木材と県民との関 係を深める対策を進める。	① 県産材を活用した公共建築物等の木造・木質化 公共建築物や大規模集客施設等の県産材を活用した木造・木質化を促進する。 ② 公共施設等への木製備品の配備 木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等に木製家具等を導入する。 ③ 木材利用の啓発 木材利用が森林整備の促進につながり、森林の持つ多面的機能の向上につながることを周知する機会を設ける。 等、「木の薫る空間づくり」に資する事業
環境づくります。地域の身近な水や緑の	地域の身近な水や緑の環境づく りを進めるため、森・川・海の つながりを意識した森林や緑、 水辺環境を守り、生物多様性を 保全する活動への支援や、森林 や緑と親しむための環境整備 等、身近な緑や水辺の環境と県 民との関係を深める対策を進め る。	 ① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進、森林環境教育のために森林を活用できるよう、森林整備や遊歩道・ベンチの設置等を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業

(2) 必要となる経費

平成31~35年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対 策	5年間で想定 される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森 林づくり	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31. 4	61
	2. 暮らしに身近な森林づくり	8.4	16
イインへの	小計	39, 8	77
2 ほ兄人仕で本	3. 森を育む人づくり	5. 3	10
2. 県民全体で森 林を支える社	4. 木の薫る空間づくり	1.8	4
かを又える社 会づくり	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4. 4	9
芸 2くり	小計	11.5	23
共通経費(事業構築	支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等)	2. 7	
合 計		54.0	

<5年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、「県民全体で森林を 支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森 林所有者や事業者、森林づくりに取り組む市民団体等と主体的に接点を持ちながらパートナシップ を築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。

このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開するために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

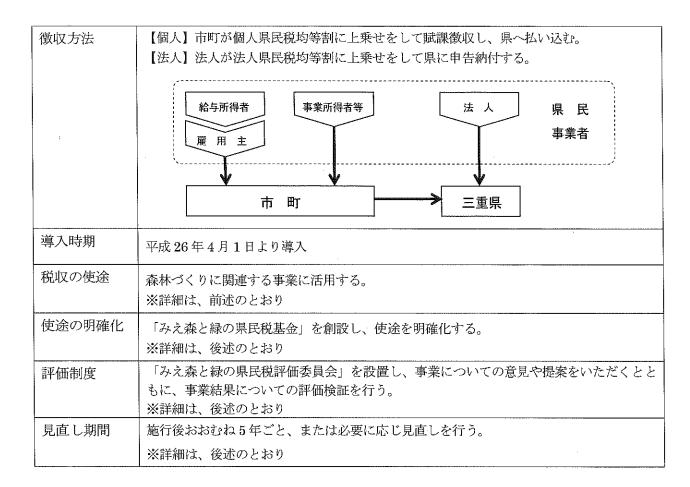
	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果					
県	が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、 市町における事業構築に対する支援を行う。					
TATEL CALL ALD SERVICE CO. (1971)						
percentalists i sa a m ina	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を					
11.141	担う。					

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の 税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑 えられています。

課税方式	県民税均等	 引の超過課税							
納税義務者	【個人】<納税義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方								
		【法人】<約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人							
税率(年額)	【個人】1,000円								
	【法人】現行								
		(現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)							
			区		税。李				
		資本	金等の物	頃の区分)	(年額)				
				1 千万円以下	2,000 円				
		1千万円超		1億円以下	5,000 円				
		1億円超	\sim	10億円以下	13,000 円				
		10 億円超	\sim	50 億円以下	54,000 円				
		50 億円超			80,000 円				
·	【税率設定の考え方】 必要となる経費を確保すること、県民税における個人分と法人分の税収割合の維持、県民 の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して設定しました。								
税収規模		-							
		平年度							
	個人	9億	0千万円						
	法人	1億	8 千万円	 					
	計	10 億	8千万円	9					



8. 使途の明確化(基金の創設)

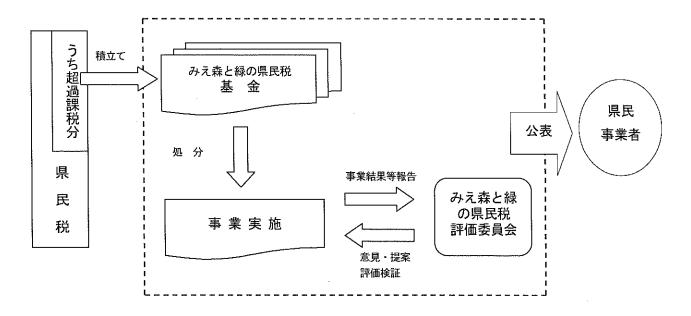
「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなります。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価 検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表し ます。

<基金造成と評価制度>



10. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

「浜の活力再生プラン」・「浜の活力再生広域プラン」の策定状況

